2027 年度
SBC メディカルグループ
理学療法士育成修学資金制度

理学療法士育成修学資金制度概要

SBC メディカルグループでは、理学療法士免許の取得を目指す学生を対象に、将来、当グループに帰属する法人で活躍できる理学療法士を育成することで、幅広い社会貢献をすることを目的として、修学資金支援制度を設けました。

１．募集期間・人数

（１）募集期間

第一期：

2026 年 10 月 1 日～2026 年 12 月 31 日迄　　支給開始日：2027 年 4 月 25 日

第二期：

2027 年 4 月 1 日～2027 年 6 月 30 日迄　　支給開始日：2027 年 9 月 25 日

応募者多数につき選考に時間を要する場合、支給開始時期が繰り下がる場合あり

（２）募集人数

若干名

２．応募資格

（１）現在学校法人 SBC 東京医療大学健康科学部理学療法学科に在学中であり、かつ、１．（１）に定める支給開始日において、第 1 学年乃至第 4 学年に在籍の方

（２）理学療法士免許取得後、当グループに帰属する法人の医療機関に勤務できること

（３）心身ともに健康であること

３．制度内容

（１）貸付金額・期間

貸付開始から正規の修学期間が終了するまでの期間、毎月 5 万円

最大 3 年 7 ヶ月間（43 ヶ月）で、合計貸付限度金額 215 万円

（２）休止要件・廃止要件

休学、停学処分を受けた場合は貸付けを休止します。

退学、大学院進学等により、当グループに帰属する法人の医療機関に勤務する見込みがなくなった場合には、既に貸し付けた全額を直ちに返還していただきます。

（３）返済要件

貸付終了月の翌月末日までに振込の方法により貸付金全額の返済を行うものとします。

貸付金は無利息とします。

修学期間終了後当グループに帰属する法人の医療機関に勤務し、理学療法士免許取得後ある月の 1 日から末日までの 1 ヶ月間勤務した場合、5 万円の返済を免除します。この場合、免除に係る源泉所得税を給与から天引します。

当該期間計算方法により複数ヶ月間勤務した場合、5 万円に勤務月数を乗じた金額の返済を免除します。この場合、免除に係る源泉所得税を 1 ヶ月単位で給与から天引します。

当グループの雇用元法人を退職するときに貸付金の残債務が存在している場合には、当該残債務の全額を退職月の翌月末日までに返済していただきます。

（4）債権回収

（2）又は（3）において返還期限又は返済期限までに返済がない場合、法務大臣の許可を得た債権回収会社及び弁護士への債権回収の委託、債権譲渡、支払督促、民事訴訟、強制執行、その他の適法な手続により残債務の回収を行う場合があります。

4．応募方法

本制度に応募する際は、以下の書類を提出してください。

送り先）163-1312 東京都新宿区西新宿 6-5-1　新宿アイランドタワー12F

SBC メディカルグループ採用部　修学資金制度担当

①．SBC メディカルグループ理学療法士育成修学金制度選考応募申込書

②．履歴書

③．理学療法士としての目標に関するエッセイ

書類審査に合格した方には、面談の日時をお知らせします。最終的な選考結果は、面接後 2 週間以内に通知いたします。

5．選考結果通知後の提出書類

選考により本制度の対象となった方には、以下の書類を提出していただきます。

①．理学療法士育成修学資金制度借入申請書兼同意書

②．在学証明書

③．成績証明書

④．戸籍抄本又は戸籍事項一部証明書

⑤．住民票正本

⑥．履歴書（本人）

⑦．印鑑証明（本人）

⑧．連帯保証人 2 名の印鑑証明（生計の異なる者 1 名を含む）

⑨．健康診断書

6．附則

（1）勤務対象医療機関

2．（2）、3．（2）、及び 3．（3）に定める「当グループに帰属する法人の医療機関」とは下記のとおりとします。ただし、整形外科業態の医療機関が新規に開院した場合、当該医療機関も含むものとします。

①. SBC 整形外科クリニック西新宿本院
②. SBC 横浜駅前整形外科クリニック
③. SBC 整形外科クリニック葛西院
④. SBC 整形外科クリニック新浦安高洲院
⑤. SBC 整形外科クリニック上青木院
⑥. SBC 整形外科クリニック船堀院
⑦. SBC 整形外科クリニック新小岩院

（2）奨学金の併用

SBC メディカルグループ以外の機関から返済不要の奨学金の給付を受けている場合、SBC メディカルグループ理学療法士育成修学資金との併用は可能とします。

SBC メディカルグループ

理学療法士育成修学資金制度選考応募申込書

提出日：　　年　　月　　日

申請者氏名：　　実印

理学療法士育成修学資金の貸付けを希望しますので、必要書類を添えて、同制度の選考に応募します。

応募者

氏名：　　（ふりがな：　　）

住所：

電話番号：

メールアドレス：

生年月日：西暦　　年　　月　　日

学校名：　　入学日：　　年　　月　　日

学年：　　学籍番号：

希望貸付期間：　　年　　月～　　年　　月　　（　　ヶ月）

希望医療施設（クリニック）

添付書類

・履歴書
・理学療法士になってからの目標

SBC メディカルグループ

理学療法士育成修学資金制度借入申請書兼同意書

提出日：　　年　　月　　日

SBC メディカルグループ株式会社
代表取締役　相川 佳之 殿

申請者氏名（上段にフリガナ）：　　実印

私は、修学資金の借入れを受けるに当たり、「SBC メディカルグループ理学療法士育成修学資金貸付規定」に同意の上、必要書類を添えて申し込みます。

申請者住所：
生年月日：　　年　　月　　日
電話番号：
支給期間：　　年　　月～　　年　　月
支給銀行口座：　　銀行　　支店
口座種別（普通預金・当座預金：いずれかに〇を付ける）
口座番号
口座名義（漢字）
口座名義（カタカナ）
【重要】口座名義は申請者本人の名義に限る。

私どもは、「SBC メディカルグループ理学療法士育成修学資金貸付規定」を確認の上、上記申請者の修学資金返還債務につき、連帯して保証いたします。

連帯保証人 1

住所：

氏名：　　実印

生年月日：　　年　　月　　日

電話番号：

職業：

申請者との関係：

連帯保証人 2

住所：

氏名：　　実印

生年月日：　　年　　月　　日

電話番号：

職業：

申請者との関係：

理学療法士育成修学資金貸付規定

第１条（目的）

本規定は、将来 SBC メディカルグループに帰属する法人（以下「当グループ」という。）において理学療法士の業務等に従事し、当グループの将来を担う有能な人材の育成及び確保を図るため、SBC メディカルグループ理学療法士育成修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定め、理学療法士育成を支援することで、医療業界の水準を上げ、最高・最良の美容・健康・医療サービスを提供することを目的とする。

第２条（修学資金の貸付け）

当グループは、学校法人 SBC 東京医療大学健康科学部理学療法学科に在学中であり、かつ第 3 学年又は第 4 学年に在籍の者で、次に掲げる条件を備えたものに対し、修学資金を貸し付ける。

（1） 学業成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。

（2） 理学療法士免許を取得し、当該教育機関を卒業後、当グループにて理学療法士業務に従事する強い意思があること。

（3） 本修学資金制度の選考に通過し、指定する必要提出書類を準備出来ること。

第３条（連帯保証人）

修学資金の貸付けを受けようとする者は、独立した生計を営む成年者であり、返還の責任を負うことができる 2 名の連帯保証人（生計の異なる者 1 名を含む）を立てなければならない。この場合、連帯保証人の範囲は、原則として、①1 名は、修学生の父母、又はこれに代わる者とし（修学生と同居・同一生計で可）、②もう 1 名は、修学生及び①の連帯保証人と生計を別にする親族等とする。

第４条（対象者の選考）

当グループは、書類提出、面接、又は随時指定する方法によって選考を行い、修学資金の貸付けを受ける者（以下「修学生」という。）を決定する。

第５条（修学資金の額及び利息）

修学資金の額は、月額 5 万円とし、無利息とする。

第６条（貸付期間）

修学資金の貸付期間は、選考により決定した支給日から当該教育機関を卒業する日の属する月までとする。ただし、最大 2 年間（24 ヶ月）を限度とする。

第７条（貸付けの休止）

修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由（以下「休学等の事由」という。）が生じた日の属する月の翌月から休学等の事由が消滅した日の属する月までの期間（以下「休学等の期間」という。）の分の修学資金の貸付けを休止する。

（1） 休学したとき。

（2） 停学の処分を受けたとき。

（3） 留年したとき。

２　前項の場合において、休学等の期間の分の修学資金として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該休学等の事由が消滅した日の属する月の翌月以後の分として貸し付けられたものとみなす。

第８条（貸付けの廃止）

修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の貸付けを廃止する。

（1） 修学生であることを辞退したとき。

（2） 当該教育機関を退学し、若しくは退学させられ、又は除籍させられたとき。

（3） 心身の故障のため、当該教育機関を卒業する見込みがないと認められるとき。

（4） 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。

（5） 同種修学資金等の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。

（6） 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。

（7） 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

第９条（返還義務）

修学資金の貸付けを受けた者は、当グループに入職後、貸付終了月の翌月末日までに振込の方法により貸付けを受けた修学資金の全額を返済しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付けを受けた修学資金の全額を即時に返還しなければならない。

（1） 第６条に規定する貸付期間が終了し、当該教育機関を卒業した後、当グループに入職しなかったとき。

（2） 前条の規定により修学資金の貸付けが廃止されたとき。

２　前項本文の場合において、理学療法士免許取得後当グループに帰属する法人の医療機関にある月の１日から末日までの１ヶ月間勤務した場合、5 万円の返済を免除する。この場合、免除に係る源泉所得税を給与から天引する。当該期間計算方法により複数ヶ月間勤務した場合、5 万円に勤務月数を乗じた金額の返済を免除する。この場合、免除に係る源泉所得税を１ヶ月単位で給与から天引する。

３　当グループの雇用元法人を退職するときに貸付金の残債務が存在している場合には、当該残債務の全額を退職月の翌月末日までに返済しなければならない。

４　第 1 項又は前項において返還期限又は返済期限までに返済がない場合、法務大臣の許可を得た債権回収会社及び弁護士への債権回収の委託、債権譲渡、支払督促、民事訴訟、強制執行、その他の適法な手続により残債務の回収を行う場合がある。

第 10 条（返還の猶予）

修学資金の貸付けを受けた者が、当該教育機関を卒業後に当グループに入職する強い意思を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号の事由が継続している間、修学資金の返還を猶予することができる。

（1） 卒業年度に実施される理学療法士国家試験に合格しなかった場合において、卒業年度の翌年度に実施される理学療法士国家試験に合格して理学療法士免許を取得する強い意思を有しているとき。
（2） 被災、負傷、疾病その他やむを得ない事情により修学資金の返還が困難であると認められるとき。
（3） 前 2 号に掲げるもののほか、修学資金を直ちに返還させることが適当でないと認められる合理的な事由があるとき。

第 11 条（督促）

修学資金を返還期限までに返還しない者に対しては督促を行い、連帯保証人に対して、それらの返還を求める。

第 12 条（誠実協議）

本規定に定めのない事項及び本規定の内容の解釈につき相違のある事項については、当グループ及び修学資金の貸付を受けた者との間で、誠実に協議した上で、これを解決するものとする。

第 13 条（合意管轄）

本規定に関連する一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。